平成２８年（フ）第１６７号
北海道深川市幌内1538番地
債務者　臼杵　真人
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第５１号
三重県度会郡南伊勢町田曽浦1741番地　田曽浦団地Ａ棟２号室
債務者　山本　和彦
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４４号
北海道美唄市字美唄1194番地（癸巳町１区）
債務者　佐崎　友士
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２８年（フ）第４６号
北海道樺戸郡月形町1032番地14
債務者　沼田　茂子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２８年（フ）第８２号
北海道白老郡白老町字竹浦133番地５、前住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目310番地45メゾン・ド・グラン107号
債務者　増川　勝士
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２８年（フ）第８３号
北海道白老郡白老町字竹浦133番地５、前住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目310番地45メゾン・ド・グラン107号
債務者　増川　紀子
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
平成２８年（フ）第９５号
青森県八戸市大字糠塚字平中19番地１　ウワノマンションＡ－１、前住所青森県八戸市南類家５丁目３番９号　佐々木住宅３号
債務者　榎本　瑞穂（旧姓田名部）
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２８年（フ）第４７号
山形県鶴岡市城南町９番30―202号　県営城南アパート
債務者　歌丸　知宏
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部
平成２８年（フ）第１７号
千葉県館山市沼1178番地の８
債務者　庄司　洋子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所館山支部
平成２８年（フ）第１１８９号
名古屋市中川区かの里１丁目106番地　サンチャイブスＮ　203号
債務者　野下　和弥
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１２０３号
名古屋市千種区千種３丁目16番３号－１　Ｐｈｉｌｏｓｏｐｈｙ301号室
債務者　Ｋｅｅｐ　Ｏｎこと　小山　秀吉
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第２１３号
愛知県江南市藤ケ丘１丁目１番地１　江南団地４棟203号
債務者　吉田　幸治
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第２２５号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅11棟114号
債務者　伊藤　雅巳
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第２２８号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字寺東127番地２　ソシアコートＣ203号
債務者　池袋雪子こと　朴　　連林
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２８年（フ）第１４７号
香川県高松市上福岡町2031番地13　ＡＬＬ上福岡106号
債務者　木内　友梨（旧姓横井）
1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２８年（フ）第２０３号
香川県高松市香川町川東上1986番地２
債務者　古市　義見
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係